

短期給付からの お知らせ

短期給付の時効について

短期給付については、その給付事由が生じた日から2年間申請が行われなかった場合、時効によって給付を受ける権利が消滅しますのでご注意ください。

請求にかかる時効の起算日は、次のとおりです。

給付の種類		請求にかかる時効の起算日
療養費	医療費の立替払い	医療機関等に療養の費用を支払った日の翌日
家族療養費	治療用装具の立替払い	採寸・採型を行った日の翌日
移送費・家族移送費		移送費用を支払った日の翌日
出産費・家族出産費		出産した日の翌日
埋葬料・家族埋葬料		埋葬を行った日の翌日
傷病手当金 出産手当金 休業手当金 育児休業手当金 介護休業手当金		勤務に服することができない日ごとに、その翌日
弔慰金・家族弔慰金		死亡した日の翌日
災害見舞金		災害に遭った日の翌日